

兵庫県後期高齢者医療広域連合の事務所の位置を定める条例

平成19年2月1日

条例第2号

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日兵庫県指令市振第2297号）第6条の規定に基づく兵庫県後期高齢者医療広域連合の事務所の位置は、次のとおりとする。

神戸市中央区三宮町1丁目9番1号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。